

## 議 事 録

### 1 名称

平成29年度 第1回 石岡市都市計画審議会

### 2 開催日時

平成29年10月10日（火） 午前10時～11時

### 3 開催場所

石岡市役所 本館1階大会議室

### 4 出席した者の氏名

北郷委員，大澤委員，石井委員，山本委員，池田委員，村上委員，塚谷委員，小杉委員，坂井委員，神生委員，菊地委員，高野内委員，足立委員，三輪委員，櫻井委員

（事務局：都市建設部福田部長，都市建設部島田次長，都市建設部都市計画課浅田課長，惣野代課長補佐，富田（悠）主幹，青柳主幹，富田（大）主幹）

### 5 議題

#### (1) 諮問

石岡市立地適正化計画の策定について

#### (2) その他

石岡市都市計画審議会の開催予定について

### 6 議事の概要

議事録のとおり

### 7 担当課の名称

都市建設部都市計画課

### 8 議事録

#### (1) 開会

- ・部長挨拶
- ・出席者数が規定の定足数に達していることを報告（委員20名中15名出席）

## (2) 議事

### ■会長

議事に入ります前に、本日の会議の議事録署名人を指名させていただきます。山本委員と高野内委員にお願いしたいと思います。

本日の審議事項については、先ほど諮問を受けました「石岡市立地適正化計画策定について」となります。それでは事務局から説明をお願いします。

### ■事務局

今回は、立地適正化計画について審議いただく第一回目の会議となりますので、主に立地適正化計画の概要説明及び現在までに行った市の現状分析につきまして、皆様に御報告させていただきたいと思えます。まず、お配りしている配布資料2の内容についての御説明となります。スライドの方に内容をまとめていますので、前方のスクリーンを御覧いただきたいと思えます。

はじめに立地適正化計画の概要についてでございます。立地適正化計画は、全国的な人口減少の背景といたしまして、効率的・効果的なまちづくりを推進するために、平成26年8月の都市再生特別措置法の改正により創設された制度でございます。内容といたしましては、医療、福祉、商業施設や居住等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通により、これらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通面等も含めて都市全体の構造を見直し、コンパクトプラスネットワークの考えを推進していくものでございます。

こちらは、立地適正化計画のイメージ図となります。緑色で囲まれた区域全体が都市計画区域となっております。その中のオレンジ色の点線で囲まれた部分が市街化区域となっております。立地適正化計画では、この市街化区域の中に、水色のエリアで示している居住誘導区域と、ピンク色のエリアで示している都市機能誘導区域を配置いたします。

居住誘導区域は居住を推進する区域となりまして、また、都市機能誘導区域は医療、福祉、商業施設等の生活利便施設を誘導していく区域となっております。これらの区域を市街化区域の中心的な拠点や生活拠点となる場所に設定いたしまして、居住や生活利便施設をこれらの区域に誘導していくことで、現在の拡散した市街地をよりコンパクトにしていこうというイメージになってまいります。

また、立地適正化計画では、これらの誘導区域の設定に加えまして、誘導区域同士を結ぶ公共交通網の再編等も方針付けることで、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりの推進を目指す計画となっております。

つづきまして、立地適正化計画の役割について御説明させていただきます。立地適正化計画はこちらに示している七つの役割があるとされており、主な役割を紹介させていただきますと、まず、「都市全体を見渡したマスタープラン」ということが挙げられます。立地適正化計画は、単にまちづくりの方針を示すだけでなく、居住機能、医療、福祉、

商業施設、公共交通等の様々な都市機能の誘導を行ってまいります。そのため都市全体を見渡した包括的なマスタープランと位置付けられており、市の都市計画マスタープランの高度化版とも称される計画となっております。

また、時間軸をもったアクションプランとしての役割もございます。立地適正化計画は策定後おおむね五年ごとに計画の達成状況を評価することとなっており、また達成状況に合わせて都市計画や誘導区域を見直すこととされています。時間軸をもったアクションプランとして運用することで効果的なまちづくりが可能となっております。

つづきまして、立地適正化計画で定めることについて御説明させていただきます。主な必須事項といたしまして、こちらにございますように(1)立地適正化計画の区域、(2)立地適正化計画に関する基本的な方針、(3)居住誘導区域、(4)都市機能誘導区域、(5)都市機能誘導施設、(6)誘導区域内で市が講じる各種施策となっております。この中で、特に誘導区域の部分について御説明を加えさせていただきます。

まず、居住誘導区域でございますが、市街化区域や用途地域内に設定するもので、人口密度を維持し、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域となっております。この区域内では、良好な居住の整備等に対する国等の支援措置が受けられる可能性がございますが、一方で、区域外において一定規模以上の開発行為などを行う場合には、市への届出義務が生じることとなります。

次に、都市機能誘導区域でございますが、こちらは福祉、医療、商業等の都市機能を中心市街地や生活拠点に誘導集約し、サービスの効率的な提供を図る区域となっております。居住誘導区域等のように、区域内での誘導施設の整備等に対しては、国等の支援が受けられる可能性があります。区域外において誘導施設の開発行為などを行う場合につきましては、市への届出義務が生じることとなります。

また、都市機能誘導区域には誘導施設を設定する必要がございます。誘導施設は医療、介護、商業施設などとなりますが、それぞれの地域で必要となる施設が異なってまいりますので、誘導施設ごとに必要な施設を設定していくこととなります。

つづきまして、本市における立地適正化計画策定の背景及び目的を御説明させていただきます。背景の一つ目といたしましては、人口減少と高齢化の進行がございます。本市の人口は平成7年の83,398人をピークに一貫して減少を続けており、今後も急速な減少が予測されています。高齢化率に関しましても、平成52年には40%を超えることが予測されています。将来的に人口減少や高齢化が避けられない状況となっております。このまま市街地が拡散低密度化すれば、行政サービス、都市インフラ、学校、病院、商店等の生活に必要なサービスを維持することが困難となります。

また、背景の二つ目といたしましては、都市計画マスタープランでの位置付けがございます。平成29年3月に策定した石岡市都市計画マスタープランにおきまして、「自然・歴史が息づく コンパクトシティ いしおか」を将来都市像に掲げておりまして、生活拠点などにおける都市機能の集約、公共交通網の再構築を位置付けておりますので、立地適正化

計画の目指す「コンパクトプラスネットワーク」の考え方と整合が図られております。

こちらは策定の目的でございますが、石岡市の背景を踏まえまして人口減少や高齢化が進行する中においても、市民の生活利便性を維持し市民が安心して暮らせるまちを実現するため、また、都市計画マスタープランで位置付けたコンパクトシティの実現に向けた具体的な取組みを推進するため立地適正化計画を策定してまいりたいと考えております。

つづきまして、本市における現状と課題の抽出につきまして御説明します。まず、人口動向に関する資料につきましては、平成27年度の国勢調査における実績値に基づき、それ以降につきましては国立社会保障人口問題研究所の推定値を使用しております。さて、本市の総人口の推移につきましては、平成7年の83,398人をピークに減少に転じています。将来的にはさらに減少傾向は顕著となる見込みです。

また、年齢別にみると今後も高齢者は増加する見込みとなっております。平成52年には、高齢化率が41.7%となる見込みで平成27年から平成52年までの今後30年間においては、65歳以上の人口は8.5%の増加が見込まれ、14歳以下につきましては44.6%の減少が見込まれております。

つづきまして、平成27年から平成52年に掛けて地域別で推移した人口増減がこちらになります。特に、石岡駅を中心とする中心市街地は大幅な人口の減少が顕著となっております。そのため、中心市街地での人口減少が進行することにより求心力の低下が懸念されます。このことから、中心市街地での求心力低下は市全体の魅力の低下につながるため、中心市街地の人口減少を抑制するための方策検討が望まれます。

つづきまして、平成52年における人口密度がこちらになります。中心市街地地区では、オレンジ色が少なくなり、人口密度の低下が見込まれます。さらに、DID人口は平成7年から横ばいに推移している一方で、面積は拡大しています。市街地が低密度に拡散する傾向が見られています。これらのことから、都市のスポンジ化の進行や生活利便施設を利用しにくい都市構造が懸念されます。そのため、人口密度の低下や市街地の更なる拡散を抑制する必要がございます。

つづきまして、平成52年における高齢者人口を示しております。市内多くの箇所が高齢化率が40%以上見込まれます。市内全域において高齢化の進行が予測されるため、医療や福祉サービスの需要の対応が必要となります。

また、交通弱者についても外出しやすい環境整備を図る必要があります。

こちらからは、土地利用動向について御説明します。左上のグラフは、石岡地域における農地転用の推移で年々増加傾向にございます。左下のグラフにつきましては、八郷地域における農地転用の推移で年度により変動が大きい状況となっております。さらに右側の図で、市内の農地転用状況を地図上で示しております。農地転用がされている箇所を見ると石岡地域においては、農地転用の多くが市街化区域となっております。それに対して、八郷地域ではほとんどが用途地域外での農地転用となっております。これらのことから、人口減少が進行する中で都市的土地利用への転換が増加されると、公共施設の維持管理が

増大し、市民一人一人の行政コストが増大されます。さらに、接続可能な都市づくりを目指していくためには過度な都市的土地利用への転換を抑制し、既存インフラを有効に活用して行くための方策検討が望まれます。

つづきまして、こちらでは公共交通の動向について御説明します。左上のグラフは、鉄道駅の1日当たりの乗車人数を示しております。市内の石岡駅、高浜駅、市外の羽鳥駅、神立駅では、1日当たりの乗車人数は平成23年から大きな増減は見られず、安定した利用者数を確保しています。左下のグラフにつきましては、乗合いタクシーの1日当たりの乗車人数を示しています。平成22年から、1日当たりの利用者数は多少増減があるものの、安定した利用者数を確保しています。しかし、その一方で、右側のグラフで示した代替バスの利用者数については、年々減少が見られます。こちらは路線バスの廃止に伴い、市が補助金を助成することで運行しています。平成20年度時点での25,110人をピークに、平成26年度では18,774人と25.2%の減少が見られます。

先ほど御説明しましたが、市で補助金を出している路線は北側の路線となります。また、赤色の点線で示した箇所は、現在市内において運行本数が多い路線となっております。しかし、今後は将来的な人口動態や高齢層の動態等を見据えた公共交通ネットワークの再検証が求められます。さらに、運行本数の多い公共交通の利用圏域に人口誘導を図ることにより、公共交通の維持が望まれます。

つづきまして、こちらは生活利便施設の状況を示したものです。生活サービス施設とは医療施設、高齢者福祉施設、商業施設を指しており、それらの施設を利用できる圏域を示しています。詳しい各施設の状況につきましては、資料の13ページから15ページまでを御確認ください。

さて、生活利便施設の状況では、石岡の市街化区域及び八郷の柿岡地区につきましては、おおむね生活サービスが充実しています。しかし、今後は人口減少等により、将来的に生活利便施設の維持ができなくなる可能性が見込まれます。そのため、都市機能が集積した利便性の高いエリアへ人口を誘導することで、都市機能の維持充実による中心市街地の活力度向上が望まれます。

こちらは市の財政状況となります。平成17年と平成27年の歳入状況を比較すると、歳入総額は過去10年で61.5億円増加しておりますが、地方税などの自主財源につきましては、1.3億円減少しております。そのため将来的な人口減少の進行により、更なる自己財源の減少が見込まれます。

つづきまして、歳出状況となります。平成17年と平成27年の歳出状況を比較すると歳出総額は過去10年で53.8億円の増加があります。特に、民生費は34.4億円増加しており今後においても増加が見込まれます。土木費につきましては28億円増加しておりますが、将来的には都市のコンパクト化により、ある程度の抑制が期待できます。

つづきまして、もう一度立地適正化計画における策定意義について御説明させていただきます。市は、人口減少・高齢化による地域活力の低下抑制、都市的土地利用の適正なコ

ントロール、地域間を結ぶ公共交通ネットワークの維持充実、都市機能の維持・集積によるまちの求心力維持、都市のコンパクト化による効率的な行政運営を図り、利便性の高い箇所への適正な人口誘導により、持続可能な都市構造を目指してまいります。

最後に、立地適正化計画の策定スケジュールについて御説明させていただきます。こちらは、お配りしている資料3の内容となります。

立地適正化計画につきましては、平成29年度平成30年度の2箇年にわたり策定作業を進めてまいります。平成29年度におきましては、将来人口推計、現状及び将来の人口推計に基づく都市構造分析、計画方針の整理を行います。平成30年度につきましては、都市機能誘導区域及び居住誘導区域に係る検討を行ってまいりまして、計画の策定を完了させる予定となっております。都市計画審議会及び庁内検討会議の開催につきましては、本年度は2回程度を予定しております。

また、平成30年度につきましても、審議会を継続して開催する予定となっておりますので、委員の皆様におかれましては何卒御協力のほどお願い申し上げます。

事務局からの説明は以上です。

#### ■会長

それではさっそく審議に入りたいと思います。今日の説明に対する御質問や御意見など、自由に発言願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

#### ■A委員

人口減少に向けて都市機能や住まいを集積させるということですが、中心市街地活性化基本計画との整合性はどうなりますか。

また、市は内閣府から中心市街地活性化計画の認定を受けており、上乘せの補助金が出るとありますが、位置付けている支援措置との関係性についてお聞きしたいと思います。

#### ■事務局

まず、先ほど言われました他計画との整合性でございますが、中心市街地活性化は現在第2期の計画で進めております。都市計画課の中でも事業を行っておりまして、経済部と擦り合わせをしながら十分計画を進めております。昨年度策定した都市計画マスタープランにおいても、中心市街地活性化基本計画と擦り合わせしております。今後進める中で立地適正化計画も中心市街地活性化計画も基本は人口集約し、それによって活性化を目指しています。今後、庁内の会議もありますので、他計画との擦り合わせをしながら進めていきたいと考えています。

次に支援の部分ですが、一番大きな支援になると思うのが、立地適正化計画を策定することによって国の補助を手厚くしてくれる部分があるということです。この計画を策定することによって、今後の国の補助金等にもプラスになりますので、そういった部分も含め

て現実可能な計画にしていきたいと考えております。

■ B委員

9ページから10ページまでに掛けて農地転用の記載があると思うのですが、農地転用によって都市的土地利用が図られるのではまずいというようなニュアンスでまとめられていると思います。10ページの図を見ると市街化区域内での農地転用が多いとありますが、市街化区域内は都市的土地利用を図る区域です。ここで農地転用して住宅を建てるのはまずくはないはずで、むしろ無秩序な農地転用で市街地が広がってしまうことが問題かと思えます。そういう状況になっているのかどうかというところを事務局と農政部局の方で、詰めていただけると良いかと思えます。石岡駅前とかの空き店舗や使われなくなったところの再開発をやっていかないとまずいのではないかと思えます。農地転用でうんぬんというような課題を集約するようなまとめ方はいかがかなと思えます。

■ 事務局

農地転用が駄目というわけではありませんが、外縁部の部分で多少多く見受けられるのかなというニュアンスになっています。確かに言われますように、石岡駅を中心とした空き店舗については、今後再利用ができるものもあると思います。先ほどもありました、中心市街地活性化計画の中でも、空き店舗を活用できるものもあると思いますので、そういったものも含めて今回の立地適正化計画の中で、課題をもう一度洗い出してその辺りをまとめていきたいと考えております。

■ B委員

具体的な農地転用の目的は何ですか。八郷と石岡では少し目的が違うと思います。

■ 事務局

具体的な例で言いますと、八郷地区ではソーラーパネルが多くなっております。石岡地区の場合には、住宅の農地転用が多い状況になっております。

■ B委員

石岡でも新しくできた村上・六軒線等の道路ですね。4車線の道路沿いにショッピングセンターなど新しい店舗が建っていると思います。石岡だけではないけど、バイパスとか幹線道路の外側にできるとどうしてもその沿線に中心市街地からそっちに出て行く、そういう形になってしまっていると思うので、それを抑制した方がよいのか。車社会なので駐車場が広く取れる所、そうするとどうしても市街地の外縁部に広がり、そこで駐車場を確保する。そういう流れになっていると思います。それをその計画を作ることによって止められるかということは課題がある気がします。市民の皆さんの意見を聞いてもらえればと

思います。

#### ■事務局

確かに言われますように石岡の現状と言いますと、4車線の道路沿いに店舗が沢山できていまして、その周りを中心に宅地開発が進んで住宅ができているというのも現実にございます。言われますように立地適正化計画では、その集約をしてそれを公共交通等でつないで、今後の高齢化社会になっても対応できるようなまちをつくっていくというのが基本でございますので、大型店舗等を抑制するのが良いのかどうかという部分も重要な課題にはなると思います。ただ、その辺りもやはり市民生活を考えて都市計画を考えた時にどのようにしていったら良いのかというのが一番のテーマになると思いますので、今後、皆様の貴重な御意見、アドバイスを受けながらこの計画の中に盛り込んでいきたいという風に考えております。

#### ■C委員

今の話と関係しますが、今回都市構造を変えていく中で都市機能の集約、公共交通網の再構築という所が問題になるかと思うのですが、再構築するに当たって骨格になる現時点での都市インフラの入り具合、そこについて情報が足りないと思います。12ページはバス路線だけの図ですよ。これに対して例えば、公共下水道の入っている区域はどうなっているのかとか、高幅員道路がどこに入っているのかまでを落とし込む必要があると思います。それがなくてどこに集めるのかがはっきり見えてこないと思うんですね。「コンパクトプラスネットワーク」の話にもあるとおり、コンパクトと言っているのは苦肉の策で、既存の集落とか集積のあるエリアはそこを残しましょうというところで、そうなった時に車に乗れなくなった後にそこが大丈夫なのかという話が大きいと思うんですね。今バス路線が通っている場所は良いとして、もちろんそれが存続するのを前提にですけども、今後、車に乗れなくなった方が多くなった時に生活していけるのかどうかという部分のチェックが必要だろうと思います。先ほどの大型店舗が出た時に、その店舗に今は車で行けるけれども、車で行けなくなった時にバス路線沿いに出店されたのか、全然違う場所に出店されたのかということも大きいと思います。また、大きい店舗ができるとその周りに住宅が張り付いてしまうと思いますが、そういった時に周りに都市インフラはあるのか、学校はあるのかということのチェックも必要だと思います。

さらに、農地転用の話で住宅になっているのか何になっているのかという議論があったかと思うのですが、農地転用以外にも近年の住宅の立地状況がどうなっているかといった所のチェックもいるはずなんですよ。そういった所が見えてないのかなと思います。近年、人々がどんな場所に立地しているのか。石岡市以外の所から来ている人もその中にあるのか。それとも世帯ぐるみで、石岡市内での移動なのか。何を求めてその住宅地を求めたのか。なぜ家を建てたのかという所のニーズが分かっていないと、それを止めるなり、



コントロールするなりに結びつかないと思います。

そういった情報が、拠点の機能、それを結ぶ道路、バス、鉄道等ともう少しトータルにつながって見えてほしいなと思っていて、今個別の情報がいっぱい載っているの、ぜひ有機的につないだ情報を出していただけるといいなと思います。

#### ■事務局

大変参考になる御意見をありがとうございます。確かに言われますように、まだ個々の部分の課題しか出していない状況です。それを今言われましたように、トータルで考えられるようにして行きたいと思います。今後、課題が見えてくると思いますので、それらを参考に進めていきたいと思います。ありがとうございます。

#### ■D委員

今のC委員の御指摘に関連してですが、この立地適正化計画では公共施設の再配置と公的不動産を活用した民間機能の誘導を進めるということになっています。しかし、今日の資料では現状の公共施設の配置、公的不動産がどこにあるのか分からないので、次回までには資料として用意していただきたいと思います。例えば誘導施設として必要なものというのが3ページの下の部分に書いてありますが、幼稚園、小学校とか子供が利用する施設がこの計画の中に入っていないと思うので、廃校になったものや空地も含めて遊休不動産、公的不動産というものがどういった形で分布しているのかということも併せて示していただきたいと思います。

また、初歩的な質問ですが、この立地適正化計画というのは市街化区域内で考えてよいのか教えていただきたいです。

#### ■事務局

石岡地域ですと市街化区域の中、八郷地域になりますと非線引きのため用途地域の中という形になります。

#### ■D委員

ネットワークというのも市街化区域の中で基本的には考え、八郷地域だと用途区域がすごく小さいですけど、このほかのエリアは対象にならないということでしょうか。

代替バスについての取扱いはどのようになりますか。

#### ■事務局

設定としましては、先ほど言ったところになります。ただあくまでも立地適正化計画の中ではそういった考えではありますが、都市計画マスタープランとのつながりもございしますので、その他の部分についても検討していく予定ではございます。

■会長

ほかに御意見いかがでしょうか。

■E委員

今日の説明で現状はよく分かったのですが、一方でこの立地適正化計画で何をするのかが分からないというのが正直な感想です。他の自治体で立地適正化計画を策定しているわけですから、それと比べてどの程度の立ち位置にするのかということ、ある程度次回明確にさせていただきたいと思います。例えば3ページで市外化区域を差別化するわけですから、誘導区域をどの程度設定するのか。そういうのを人口ベースなのか面積ベースなのか分かりませんが、他市町村と比べてどの程度までなのかを示す。あるいは誘導施設としてどういうものを想定するのか、補助金を獲得しどういった部分に充てていくのか、その辺りの議論が必要だと思います。

もう一つは、計画をどうやって作っていくかということだと思いますが、今日の資料を見ると庁内で策定して行くんでしょうね。そうすると若い人の意見がどの程度反映されるのかというのが心配になります。多少は若い視点が入るような計画にして欲しいし、市街化区域内でメリハリを付けるときに、入る人と入らない人が出るわけですから、そういう所の視点が入ってきますので、是非そういう点が入ってくるような仕組みを作って欲しいと思います。以上です。

■事務局

まず、若い人や色んな人の声を聞くという部分では、来年度、前回の都市計画マスタープランでも行いましたように、地区懇談会を開催する予定となっております。また、パブリックコメント等も行う予定になっていきますので、庁内だけではなく若い人や色んな人からの声を聞きながら策定をしていきたいと思っております。

あと、最初の目的がまだ明確でないという部分があると思いますので、次回開催までには、そういった方向性が見えるようなものを少しでも出せるように準備を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

■会長

他市町村の事例を参考にして、計画を作っていただきたいと思います。

■事務局

県内外の他市町村についてですが、都市計画の全国大会に行かせていただきまして、その中で全国の事例の説明を受けた中で、石岡市と似たような地域で参考になるような部分がありました。そういった所からも色々な御意見、現状などを聞きながら、立地適正化計

画ができるように、進めてまいりたいと思っております。

#### ■ A委員

11ページに乗合いタクシーの情報がありますよね。資料の2の1枚目を見ると、「コンパクトプラスネットワーク」とありますね。公共交通網を形成してとありますが、常磐線は面じゃなくて線ですよ。そうすると面でネットワークを形成するとなるとほとんどバスになると思うんですよ。路線バスは大きな道路しか走っていないし、本数も少ない、交通弱者になると利用しづらい状況です。それを、先ほど言った乗合いタクシーがきめ細かく面でカバーしているので、交通弱者には非常に助かると思うのですが、問題はこれが採算的に持続可能なかどうかです。現状をお話いただけますか。

#### ■ 事務局

乗合いタクシーは、昨年まで政策企画課で取り扱っておりました。本年4月から都市計画課で公共交通を含めてうちの業務になっております。採算につきましては、取れておりません。市からの補助で成り立っている現状です。ただ、実際に今こちらに書いてありますように、交通弱者の方の利用は高いものになっております。ただ、他の交通機関を圧迫しないように考慮してありますので、料金的に安いという部分もございます。そういった部分でも採算が合わないというのが大きいのですが、ただ今言われましたように、今後これが継続できるのかという市の財政的な問題もございますので、検討をする部分は出てくると思います。また、ネットワークという部分で公共交通網の再編計画というのを立地適正化計画と併せて、来年度から策定する予定になっておりますので、そういった部分でも確かに交通弱者の足になるのはバスになると思います。しかし、バスに代わる何かを見つけなければいけない部分もございますので、他の事例等も参考にしながら、公共交通に関しては勉強していきたいという風に考えております。

#### ■ 会長

ほかにございませんでしょうか。

ないようですので、その他に移ります。「都市計画審議会の開催予定について」ということで、事務局から説明があります。

#### ■ 事務局

それでは資料4でお配りいたしました石岡市都市計画審議会の開催予定についての資料をご覧くださいと思います。まず今年度平成29年度につきましては、都市計画の案件といたしましては立地適正化計画の策定の1件となっております。審議会の開催予定につきましては、先ほど御説明の中でも申し上げましたが2回程度を予定しておりまして、本日のほかに2月ごろの開催を予定してございます。

また、平成30年度につきましては、立地適正化計画の策定のほかに都市計画の変更として、都市計画用途地域の変更、都市計画道路の変更、区域指定の見直しの調査を予定しております。こちらの都市計画の変更につきましては、立地適正化計画の取組みなどと併せて市内全域の都市計画について見直しを図っていく主旨のものでございまして、平成30年度から調査を開始していく予定となっております。審議会の開催につきましては、立地適正化計画の策定及び都市計画の変更に関する審議といたしまして、3～4回程度の開催を予定しております。

事務局からの説明は以上になります。

■会長

ただ今の説明について、御質問や御意見はありますか。

ないようですので、以上で審議を終了し、事務局に進行をお戻しします。

(3) 閉会